

鳥取労働局発表  
平成27年6月25日

担	雇用均等室
当	雇用均等室長 廣瀬 真理 地方機会均等指導官 澤渡 恭子
	電話 0857-29-1709



職場のマタハラでつらい思いしていませんか？

～「妊娠したから解雇」は違法です！マタハラ相談4割増！～

鳥取労働局（局長 かわの すみとも 河野 純伴）では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の施行を行っています。平成26年度に鳥取労働局雇用均等室で受理した相談等の状況を取りまとめました。

#### 【ポイント】

#### 1 雇用均等室へ寄せられた相談の状況

○相談件数は784件、前年度より138件、2割増（資料1 図1）

- ・ パートタイム労働法に係る相談252件、前年度（52件）より約5倍増（資料1 図1）。
- ・ 労働者からの相談は125件、前年度（116件）より7%増。（資料1 図2）
- ・ 労働者からの相談事項別では「セクシュアルハラスメント」27件が最多。（資料1 図3）

○妊娠・出産・育児休業の取得等を理由とした不利益取扱い（マタハラ）に係る労働者からの相談は30件、前年度より9件、4割増（資料1 図4）

- ・ 内容別では、「退職勧奨・強要」、「雇止め」が半数（53.3%）。（資料1 図5）

#### 2 雇用均等室における指導の状況

○指導件数は1,090件、前年度より218件、2割強増

- ・ 法律別では、育児・介護休業法503件、男女雇用機会均等法328件、パートタイム労働法259件。（資料1 図6）

○「セクシュアルハラスメント」が212件で最多、4割増

- ・ 指導事項別では、多いものから「セクシュアルハラスメント」212件、「母性健康管理措置」110件、「育児短時間勤務措置」102件、「通常の労働者への転換措置」80件の順。（資料1 図7）

#### 3 紛争解決援助の状況

- ・ 紛争解決援助の受理件数は4件で、前年度（3件）より1件増。内容は、「妊娠・出産等不利益取扱い」、「セクシュアルハラスメント」、「育児休業に係る不利益取扱い」、「育児短時間勤務措置の取得」に係るものが各1件。（資料1 図8）

資料1 平成26年度に鳥取労働局雇用均等室が受理した相談等の状況

資料2 鳥取労働局雇用均等室に寄せられる相談事例

資料3 STOP!マタハラ「例えば…「妊娠したから解雇」「育休取得者はとりあえず降格」は違法です」